地域福祉権利擁護事業をご存知ですか？

認知症高齢者や知的・精神障害者の方々のために安心して暮らせるお手伝いをします

どんな人が利用できるの？

日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の出し入れ・書類の管理などをするのに不安のある方

◆ 手帳を持っている方、診断を受けている方に限られるものではありません。
◆ 病院や福祉施設に入っている方も利用することができます。

どんな援助をしてくれるの？

★福祉サービスの利用援助
～福祉サービス利用のお手伝いをします～
■ さまざまな福祉サービスの利用に関する相談・情報提供
■ 福祉サービスの利用料の支払い手続き
■ 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続き

★日常的金銭管理サービス
～日常的なお金の出し入れをお手伝いします～
■ 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
■ 病院への医療費の支払い手続き
■ 税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払い手続き
■ 生活費に必要な預貯金の出し入れ、また預金の解約の手続き

★事務手続きの援助
～日常生活に必要な事務手続きのお手伝いをします～
■ 住宅改造や居住家屋の賃貸に関する相談・情報提供
■ 住民票の届出等に関する行政手続き
■ 日常生活上の消費契約の手続き

★書類等の預かりサービス
～大切な書類などをお預りします～
■ 銀行の貸金庫で通帳や印鑑、証書などの保管
〈預かることのできるもの〉年金証書、預貯金通帳、銀行届出印、実印、証書（保険証書・不動産権利証書・契約書等）など
〈預かることのできないもの〉宝石、書画、骨董品、貴金属など
※ 預かりサービスのみの利用はできません

利用料はいくらかかるの？

援　助　内　容	利　用　料
●福祉サービスの利用援助 ●日常的金銭管理サービス	1回1,200円 生活保護受給者は無料
●書類等の預かりサービス	月額250円 （年間3,000円）

ご相談・お問い合わせは社会福祉協議会 TEL24－2940
尾西支部 TEL63－4800　木曽川支部 TEL87－2000まで
――――プライバシーに配慮し秘密は厳守します――――